

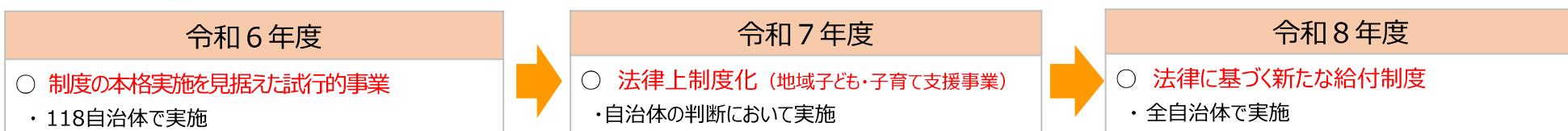
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
(※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



【こども誰でも通園制度】令和7年度と令和8年度以降の比較表

	令和7年度	令和8・9年度	令和10年度以降
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付	
人員配置・設備運営基準	保育士1/2配置・保育所並びの設備基準等 ※必要に応じて見直し		
利用可能時間	10h	未定 (経過措置有) ※国が定める時間数の実施が難しい自治体における経過措置の内容についても要検討	未定
補助・公定価格等	0歳児：1,300円 1歳児：1,100円 2歳児： 900円 ※1時間300円を標準として利用料を徴収		未定
提供体制	自治体の手上げで実施		全国で実施
研修	子育て支援員研修基本研修+専門研修 (一時預かり事業・地域型保育) 等	こども誰でも通園制度に特化した研修 (開発中)	

令和8年度概算要求額 事項要求

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満の子ども

【実施事業所】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】一般型又は余裕活用型

【単 価】内閣府令で定める予定の月の利用可能時間を上限とした上で、子ども一人1時間当たりの単価を設定。

（予算編成過程において検討）

加えて、障害児、要支援家庭の子ども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の他、必要な加算についても検討する。

実施主体等

【実施主体】

市町村

【負担割合】

支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8